

企業会計基準委員会 御中

平成18年2月27日
新日本監査法人
業務監理本部管掌 田中 章

「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」に対する
意見

貴委員会から平成18年1月27日に公表された上記の公開草案について、下記のとおり意見を取り纏めましたので本日提出します。宜しくお願い申し上げます。

記

1. ソフトウェア取引の複合取引についての会計上の考え方
(コメント)

財の販売時点とサービス提供時点が異なるにもかかわらず、その収益を同時に認識するときには問題が生じるケースがあるとして、事例をあげて解説した文脈の最後に、なお書きでそれを否定するような、一方の取引が他方の主たる取引に付随して提供される場合には収益の同時認識を許容するという簡便な方法を認めるのは論理的とは認められないため、なお書き以下は削除するか又は恣意的な会計処理の許容とならないよう要件を付すべきである。

また、実務上は契約書において、財とサービスの個々の金額が明らかになっていないケースもあるが、この場合の取扱いも明らかにすべきである。

(理由)

収益認識時点が異なる取引が一つの複合契約とされていても、販売する財又は提供するサービスの内容やそれぞれの金額が明らかにされている場合は、財については成果物の提供が完了した時点で、また、サービスについては提供期間にわたる契約の履行に依りて収益の認識を行うべきであり、どちらが主かにより簡便的に収益認識時点を一体として会計処理するのは合理的とは認められないと考える。

このほか、実務上は、契約書において必ずしも個々の製品やサービスの金額が明らかになっていないケースもあるため、このような場合における個々のコンポーネントへの金額の按分方法等を明らかにすべきである。

2. 収益を総額表示する方法から純額表示する方法へ変更した場合の取扱い
(コメント)

本実務対応報告を適用した初年度の財務諸表において、収益を総額表示から純額表示に変更した場合には、追加情報ではなく、会計方針の変更として扱うべきである。

(理由)

この場合段階利益には影響を及ぼさないが、表示に起因する会計処理自体を変更しているものと考えられる。売上総利益の表示区分が前期に比べ大幅に変更されていることや取引契約・取引方法等の事実は従来と同様のケースにもかかわらず、従来採用していた会計処理方法(一般に認められた会計基準に準拠)を他の会計処理方法に変更する場合に該当するため、会計方針の変更として扱うべきと考える。

3. 適用時期等について

(コメント)

公開草案では、「適用時期等のおお書きにおいて、本実務対応報告を適用するにあたって、大規模なシステムの変更や取引内容の見直し等の取引相手も含めた多大な対応を要する場合等には、平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用することができる。」との例外的容認規定があるが、この取扱いを適用して適用開始を1年延期している会社には、平成18年4月1日以後開始する事業年度において、当該実務対応報告を適用していない旨とその理由を開示させるべきである。

(理由)

本実務対応報告は、実務上の取扱いを明確にするため緊急を要するものとして明らかにされたものであり、公表後速やかに適用するのが原則である。したがって、適用開始を平成19年4月1日以後開始する事業年度まで猶予することは例外的なやむをえない取扱いであることを明示するとともに、投資者に誤解を生じさせないようにするためである。

以上